

資産を経営戦略に活かす！

中堅・中小企業における 知的財産権の管理と活用とは？

年々、知的財産権に対する企業の意識は高まってきています。最近では、内部統制における資産の保全やコンプライアンスなど無形の資産に関わる話題が多く取り上げられています。国内外での企業間の競争はますます激しくなる中で、会社が築き上げてきた技術やブランドを守るための参入障壁として法的な権利を取得することは非常に重要なものといえます。そこで今回、知的財産権に詳しい弁理士の土生哲也先生(土生特許事務所)に中堅・中小企業における知的財産権についてお伺いしました。

Q U E S T I O N

知的財産という言葉をよく耳にするようになりました。知的財産とはどのようなものを指すのでしょうか。また、企業はどのように知的財産を捉えなくてはならないのでしょうか。

A N S W E R

会社が新しく生み出した技術、デザイン、会社のブランドマークなどが知的財産として捉えられています。新しい技術開発や商品デザインへの工夫、昔から使っているお店の名前やマークなど、会社が創り出した特徴のあるものは知的財産だと捉えていいでしょう。

企業が知的財産を把握する上で重要なことは、自を支えているものは何かという点から考えることです。大切なことは、知的財産権を多く持つことではなく、会社の基盤を着実に作り収益を伸ばすことです。つまり、他社とは違う自を支えている資産を見つけ出すことです。その資産があつてこそ、権利化して保護することが大切になります。

中堅・中小企業にとっては、まず経営者が自社の強みを明確に把握し、将来の事業環境を考えたときに何を守りたいのか、どんな取り組みをしたいのかという点をよく整理することが重要です。

私はよく知的財産とそれを守る知的財産権の関係を「お城と濠」に例えています。お城、いわゆる天守閣は企業にとって技術力やブランド力、デザイン力など企業の差別化要因になる重要な要素です。ただ、天守閣がどんなに立派でも、むき出しで置かれていれば、敵に攻められるとすぐに落城してし

まいます。そうさせないために、必ず周囲に城壁やお濠を作り、石垣を組んで相手が入りにくい防御を整えるはず。知的財産においても、特許権や商標権、意匠権といった権利でできるだけ保護していくことが大切になってきます。

Q U E S T I O N

知的財産権を取得・管理するにあたり、気をつけなければならないことはありますか？

A N S W E R

製造業などの技術的なものなら特許権、デザインに関するものは意匠権、会社のロゴなどは商標権といった権利で保護することができます。これらは特許庁に出願し、審査を受けて権利化する作業が必要になります。それ以外には、アニメーションや音楽では著作権で保護されます。ただ、著作権は特許庁に出願するのではなく、創作と同時に発生します。そこで重要になってくるのは、著作物を出版したり、自社のキャラクターを他社にライセンスしたりするときに、自分たちの権利をどう契約にしていけるのかという契約関係です。

営業秘密という情報管理について理解しておくことも大切です。特許を出願すると、その内容は公開特許公報によって社会に公開されます。しかし、会社が独自に持っている重要なノウハウの公開を避けたい場合、不正競争防止法という法律で定められている規定を守って情報を管理すると、営業秘密と認められ、それを誰かが勝手に持ち出した



弁理士

土生哲也 (はぶてつや) URL:<http://www.ipv.jp/>

土生特許事務所所長。1989年に日本開発銀行(現日本政策投資銀行)入行し、ベンチャー企業向け融資の新設部を立ち上げ、知的財産権担保融資の制度作りに携わる。その後、新規事業投資株式会社(政府系ベンチャーキャピタル)に出向し、ベンチャー企業への投資業務を担当する。2000年に弁理士登録。翌年に土生特許事務所を開業。主な著書に「知的財産」の分析手法(中央経済社)や「入門の入門・知的財産のしくみ」(日本実業出版社)がある。

時には損害賠償を請求することができます。最近では人員の流動性が高まり、派遣社員や外部の人材などが社内を出入りすることも多くなっているため、これも知的財産を守る重要な方法です。

QUESTION

中堅・中小企業の経営戦略において、知的財産権をどのように活用していけばよいのでしょうか。また、どのような取り組みが必要なのでしょうか。

ANSWER

商品開発や事業の展開、強化などを考えると同時に、法的権利として保護する必要性にも意識を向けていくことが肝要です。知的財産権は自社の本業をサポートするものであって、特許権を取得すれば即、資産価値が膨らむというわけではありません。持続的な取り組みを通して企業そのものが強くなり、評価されることが大切です。つまり、知的財産権を事業とするのではなく、事業を支える一つとして企業戦略に組み込むことが肝心なのです。

これら知的財産への取り組みは、利益率の差として現れてきます。知的財産権によって自社の製品を保護することで、自社が価格決定権を握ることができるのです。そのため製品が値崩れせず、粗利率(売上総利益率)が高くなっているのです。

最近の優れた例としては、ある企業が発売している特定保健用食品(飲料品)があります。この商品の小売価格は一般的な飲料より3割ほど高いに

も関わらず、発売以来ほとんど値下げをしていません。その理由の一つとしては、類似品が出ていないことが考えられます。なぜ出ないかというと、商品に関連した特許権を数多く取得しているからです。このように値崩れを起こさせない対策を打ち、高い収益を確保しているのです。

知的財産権は、これまで専門家だけが取り組んでいた領域から、企業における重要なツールとして多くの人に扱われる状況へ変化しつつあります。自社の本質を理解して、確実な知的財産への取り組みをした企業は成果を出していくでしょう。知的財産は特許権や意匠権などを取得したかどうかに関わらず、企業の中に存在しています。知的財産権の法的制度を上手く活用し、企業の資産をより強力なものにしていくことが重要です。

OBCの 知的財産に対する取り組み

OBCがご提供している製品は、特許権、商標権、意匠権など多くの知的財産権を出願、取得しております。新しいプロダクトラインである奉行V ERPシリーズでは製品情報の一つとして知的財産情報を公開しています。知的財産権で技術を保護している奉行製品は、お客様に安心感を持ってお使い頂ける製品です。



開発部主任
上石 充 (かみいしみつる)